

## 板橋区登録猫ボランティア事業実施要綱

(令和4年8月17日区長決定)

(令和7年4月 1日一部改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、猫に係る地域の環境問題を住民の意思による活動により解決し、より良い地域環境を目指すことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 飼い主のいない猫

明確な飼い主がおらず、屋外にて自由に行動している猫

#### (2) 譲渡対象とする猫

飼い主のいない猫以外で、生活衛生課長が特別に認める猫

### (方針)

第3条 第1条に定める目的を達成するため、区における猫に係る地域の環境問題を解決するための活動（以下「活動」という。）は、次の各号に掲げる方針に従って行うものとする。

(1) 地域住民の協力を得ながら、周辺地域の環境衛生に配慮して行うこと。

(2) 飼い主のいない猫もしくは適正な管理を受けておらず、周辺地域に環境問題を発生させている飼い猫を減少させていくこと。

(3) 猫による地域トラブルを減少させていくこと。

### (登録ボランティア)

第4条 区長は、前条の方針に従い活動を円滑に実施するため、前条の方針に則した活動を行うボランティアを板橋区登録猫ボランティア（以下「登録ボランティア」という。）として登録する。

2 登録ボランティアは、個人又は団体での登録とする。

3 登録ボランティアの登録期間は、登録日の年度を含む3年度間とする。

### (活動内容)

第5条 登録ボランティアの行う活動は、第3条の方針に基づき、次の各号のとおりとする。なお、第1号及び第2号の活動に関しては、第8条の登録を申請する者がいずれか一方、又は双方の活動を行うのか選択するものとする。

#### (1) TNR活動

飼い主のいない猫を捕獲し (Trap)、去勢・不妊手術を行い (Neuter)、元の生息地へ戻す (Return)、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐための活動

(2) 猫の譲渡活動

飼い主のいない猫又は譲渡対象とする猫を保護し、新たな飼い主に譲渡する活動

(3) 活動の地域への周知活動

(4) 関係者会議への参加

2 前項に定める活動は、事前に申請した活動範囲内で行うことを基本とし、活動範囲外で行う場合は、事前に生活衛生課に協議することとする。

3 第1項第2号により新たな飼い主に猫を譲渡する際には、当該猫に原則去勢・不妊手術を行い、マイクロチップを装着させるものとする。

(区の支援)

第6条 区長は、登録ボランティアの活動を支援するため、次の各号に定める事項を行うものとする。

(1) 前条第1項第1号の活動に係る去勢・不妊手術費用の一部助成

(2) 前条第1項第2号の活動に係る去勢・不妊手術費用及びマイクロチップ装着費用の一部助成

(3) 猫の捕獲又は運搬のための捕獲器又は、ケージの貸与

(4) 前号のほか登録ボランティア活動に必要と認める物品の貸与又は支給

(5) 活動に係るパンフレットの作成、活動の周知の援助

(6) 区関係者及び登録ボランティア等で開催する関係者会議の開催

(7) その他区長が必要と認める事項

2 前項第1号及び第2号の助成については、別に定めるところにより予算の範囲内で行うものとする。

3 区長は、第1項第6号に規定する関係者会議を1年に1度以上開催するものとする。

(登録要件)

第7条 登録ボランティアとして登録するに当たっては、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 第1条及び第3条に掲げた区の目的及び方針に賛同し、区と協力して対策を推進すること。

(2) 登録する個人又は団体の代表者及び構成員の半数は、板橋区に居住する成年であること。

(3) 板橋区内において活動すること。

(4) 地域住民の理解を得るように努力し、活動すること。

(5) 区が実施する登録ボランティアに係る説明会及び講習会に参加すること。

2 未成年者が活動に参加する場合、活動を共にする登録ボランティアが自己の責任において監督をすること。

(登録申請)

第8条 登録を申請する者は、板橋区登録猫ボランティア登録申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 登録する者の顔写真
- (2) 登録する者の身分証明書の写し

(登録認定)

第9条 区長は、前条の規定による申請を受領し、第7条第1項各号に掲げる登録要件を満たす場合は、登録ボランティアとして認定する。

- 2 区長は、前項の規定により登録認定したときは、当該登録ボランティアに板橋区登録猫ボランティア認定通知書（別記第2号様式）及び板橋区登録猫ボランティア証（別記第3号様式）（以下「登録ボランティア証」という。）を交付する。
- 3 区長は、登録を認定しないときは、板橋区登録猫ボランティア不認定通知書（別記第4号様式）を交付する。

(登録の更新)

第10条 登録ボランティアは、登録期間が満了する日の1月前（この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「日曜日等」という。）であるときは、その直前の日曜日等でない日）までに、板橋区登録猫ボランティア更新申請書（別記第5号様式）（以下「更新申請書」という。）に更新を申請する登録ボランティアの顔写真を添えて区長に提出することにより、登録を更新することができる。ただし、当該登録ボランティアが第15条第1項各号に掲げる事項に該当する場合は、区長は、登録ボランティアの更新をしないことができる。

- 2 区長は、更新の認定をしたときは、当該登録ボランティアに板橋区登録猫ボランティア更新認定通知書（別記第6号様式）及び登録ボランティア証を交付する。
- 3 区長は、更新の認定をしないときは、当該登録ボランティアに板橋区登録猫ボランティア更新不認定通知書（別記第7号様式）（以下「更新不認定通知書」という。）を交付する。

(報告)

第11条 登録ボランティアは、毎年3月20日（この日が日曜日等であるときは、その直前の日曜日等でない日）までに、当該年度の活動内容等について、板橋区登録猫ボランティア活動報告書（別記第8号様式）を区長へ提出することにより報告しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、区長は、必要であると認める場合は、登録ボランティアに対して活動内容等の報告を求めることができるものとする。

(登録内容の変更)

第12条 登録ボランティアは、活動内容の変更等、登録内容に変更が生じた場合は、板橋区登録猫ボランティア登録事項変更届（別記第9号様式）（以下「変更届」という。）を速やかに区長に届け出なければならない。

2 登録ボランティアは、登録内容の変更を、第10条第1項に規定する登録更新の際に同時に行う場合は、変更後の登録内容を更新申請書に記載することにより変更届に代えることができる。

3 登録ボランティアは、第1項及び第2項に規定する登録内容の変更の際し、区長から求められた場合には変更内容に係る資料を添付しなければならない。

(登録ボランティア証の再交付)

第13条 登録ボランティアは、登録ボランティア証をき損又は紛失したときは、板橋区登録猫ボランティア証再交付申請書（別記第10号様式）に再交付を申請する登録ボランティアの顔写真を添えて区長に提出することにより、再交付を申請することができる。

2 区長は、再交付の認定をしたときは、当該登録ボランティアに板橋区登録猫ボランティア証再交付認定通知書（別記第11号様式）及び登録ボランティア証を交付する。

3 区長は、再交付の認定をしないときは、当該登録ボランティアに板橋区登録猫ボランティア証再交付不認定通知書（別記第12号様式）を交付する。

(資格喪失)

第14条 登録ボランティアは、第7条第1項各号に定める登録要件に該当しないこととなった場合は、区長に対し、板橋区登録猫ボランティア終了届（別記第13号様式）を提出しなければならない。

(登録抹消)

第15条 登録ボランティアが次の各号に掲げる事項に該当する場合は、区長は、登録ボランティアの登録を抹消することができる。

(1) 登録ボランティアが、第7条第1項各号に定める登録要件に該当しないこととなった場合

(2) 登録ボランティアが、この要綱の定めに逸脱した活動を行った場合

(3) 登録ボランティアが、虚偽の申請に基づき活動するなど、信義に反する行為を行った場合

(4) 区長が、更新不認定通知書を登録ボランティアに交付した場合

(5) その他、当該登録ボランティアの活動が、この要綱に定める目的を達成するために支障があると認められる場合

2 区長は、前項の規定により登録ボランティアの登録を抹消した場合には、当該登録ボランティアに対し、板橋区登録猫ボランティア登録抹消通知書（別記

第14号様式) (以下「登録抹消通知書」という。) を交付する。ただし、前項第4号の規定により登録ボランティアの登録を抹消した場合は、更新不認定通知書を登録抹消通知書に代えることができる。

3 第1項の規定により登録を抹消された登録ボランティアは、抹消をされた年度から起算して3年間は登録することはできないものとする。

(登録ボランティアの責務)

第16条 登録ボランティアは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 活動範囲周辺における飼い主のいない猫のために給餌を適切に行い、トイレ等を適切に設置・管理し、清掃をして地域住民の迷惑や苦情等の原因とならないように努めること。

(2) 活動範囲周辺の飼い主のいない猫に対し、去勢・不妊手術が実施されるよう努めること。

(3) 地域住民に対し、活動の内容等について理解を得られるよう努めること。

(4) 飼い主のいない猫を保護する場合は、飼育環境を清潔に保ち、適正飼養に努めること。

(5) 飼い主のいない猫を譲渡する場合は、飼育希望者と誠意をもって譲渡について相談すること。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定のあった日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者氏名	
-------	--

## 板橋区登録猫ボランティア登録申請書

私は、板橋区登録猫ボランティア事業実施要綱の趣旨に賛同し、区の方針に則り、登録ボランティアの責務を遵守して誠実に活動する意思を有するので、下記のとおり、板橋区登録猫ボランティアの登録を申請します。

### 記

#### 1 申請内容

団体名（団体登録のみ）	
氏名（団体の場合は代表者）	
住所	
電話番号	
活動内容	<input type="checkbox"/> TNR活動      ← いずれか一方、 <input type="checkbox"/> 猫の譲渡活動      又は両方を選択 <input checked="" type="checkbox"/> 本活動の地域への周知 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者会議への参加
活動範囲（必要に応じて地図を添付すること）	

※団体の場合は構成員を下記に記入してください。

氏名	住所	電話番号

※構成員が記載欄を超える場合は、別紙（様式なし）を添付すること。

#### 2 提出書類

- ・登録申請書（この用紙）
- ・顔写真（横2cm×縦2.5cm）
- ・身分証明書の写し（運転免許証など）

## 板橋区登録猫ボランティア事業実施要綱（抜粋）

### （目的）

第1条 この要綱は、猫に係る地域の環境問題を住民の意思による活動により解決し、より良い地域環境を目指すことを目的とする。

### （方針）

第3条 第1条に定める目的を達成するため、区における猫に係る地域の環境問題を解決するための活動（以下「活動」という。）は、次の各号に掲げる方針に従って行うものとする。

- （1）地域住民の協力を得ながら、周辺地域の環境衛生に配慮しながら行うこと。
- （2）飼い主のいない猫もしくは適正な管理を受けておらず、周辺地域に環境問題を発生させている飼い猫を減少させていくこと。
- （3）猫による地域トラブルを減少させていくこと。

### （登録ボランティアの責務）

第16条 登録ボランティアは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）活動範囲周辺における飼い主のいない猫のために給餌を適切に行い、トイレ等を適切に設置・管理し、清掃をして地域住民の迷惑や苦情等の原因とならないように努めること。
- （2）活動範囲周辺の飼い主のいない猫に対し、去勢・不妊手術が実施されるよう努めること。
- （3）地域住民に対し、活動の内容等について理解を得られるよう努めること。
- （4）飼い主のいない猫を保護する場合は、飼育環境を清潔に保ち、適正飼養に努めること。
- （5）飼い主のいない猫を譲渡する場合は、飼育希望者と誠意をもって譲渡について相談すること。

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

様

板橋区長  
(公印省略)

## 板橋区登録猫ボランティア認定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区登録猫ボランティアへの登録について、認定することを通知します。

記

### 1 登録内容

登録番号	
団体名（団体登録のみ）	
登録者（団体の場合代表者）	
活動内容	<input type="checkbox"/> TNR活動 <input checked="" type="checkbox"/> 本活動の地域への周知 <input type="checkbox"/> 猫の譲渡活動 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者会議への参加
活動範囲	
登録日	
登録期間満了日	年3月31日

### 2 注意事項

- ・区の方針に則った活動を行うこと。
- ・活動に際しては、地域住民の理解を得られるよう努力すること。
- ・地域において猫に給餌をする場合は、決めた時間、場所で行い、置き餌をしない等適切な給餌を行うこと。
- ・他人の土地や公共の場で給餌等の活動をするときは、その土地の所有者や管理者に事前に申し入れをすること。

## 板橋区登録猫ボランティア事業実施要綱（抜粋）

### （方針）

第3条 第1条に定める目的を達成するため、区における猫に係る地域の環境問題を解決するための活動（以下「活動」という。）は、次の各号に掲げる方針に従って行うものとする。

- （1）地域住民の協力を得ながら、周辺地域の環境衛生に配慮しながら行うこと。
- （2）飼い主のいない猫もしくは適正な管理を受けておらず、周辺地域に環境問題を発生させている飼い猫を減少させていくこと。
- （3）猫による地域トラブルを減少させていくこと。

### （登録要件）

第7条 登録ボランティアとして登録するに当たっては、次の各号の要件を満たさなければならない。

- （1）第1条及び第3条に掲げた区の目的及び方針に賛同し、区と協力して対策を推進すること。
  - （2）登録する個人又は団体の代表者及び構成員の半数は、板橋区に居住する成年であること。
  - （3）板橋区内において活動すること。
  - （4）地域住民の理解を得るように努力し、活動すること。
  - （5）区が実施する登録ボランティアに係る説明会及び講習会に参加すること。
- 2 未成年者が活動に参加する場合、活動を共にする登録ボランティアが自己の責任において監督をすること。

### （登録抹消）

第15条 登録ボランティアが次の各号に掲げる事項に該当する場合は、区長は、登録ボランティアの登録を抹消することができる。

- （1）登録ボランティアが、第7条第1項各号に定める登録要件に該当しないこととなった場合
- （2）登録ボランティアが、この要綱の定めに逸脱した活動を行った場合
- （3）登録ボランティアが、虚偽の申請に基づき活動するなど、信義に反する行為を行った場合
- （4）区長が、更新不認定通知書を登録ボランティアに交付した場合
- （5）その他、当該登録ボランティアの活動が、この要綱に定める目的を達成するために支障があると認められる場合

- 2 区長は、前項の規定により登録ボランティアの登録を抹消した場合には、当該登録ボランティアに対し、板橋区登録猫ボランティア登録抹消通知書（別記第14号様式）（以下「登録抹消通知書」という。）を交付する。ただし、前項第4号の規定により登録ボランティアの登録を抹消した場合は、更新不認定通知書を登録抹消通知書に代えることができる。
- 3 第1項の規定により登録を抹消された登録ボランティアは、抹消をされた年度から起算して3年間は登録することはできないものとする。

第3号様式（第9条関係）

登録番号：	
<b>板橋区登録猫ボランティア証</b>	
氏名（グループ名）： 交付年月日：      年    月    日 有効期限：        年    月    日	写真 貼付欄 2×2.5 cm
上記の者は、板橋区に登録する登録猫ボランティアであることを証明します。	
東京都板橋区長	

- 1 登録猫ボランティアは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。  
※板橋区登録猫ボランティア事業実施要綱（抜粋）  
（登録ボランティアの責務）
- （1）活動範囲周辺における飼い主のいない猫のために給餌を適切に行い、トイレ等を適切に設置・管理し、清掃をして地域住民の迷惑や苦情等の原因とならないように努めること。
  - （2）活動範囲周辺の飼い主のいない猫に対し、去勢・不妊手術が実施されるよう努めること。
  - （3）地域住民に対し、活動の内容等について理解を得られるよう努めること。
  - （4）飼い主のいない猫を保護する場合は、飼育環境を清潔に保ち、適正飼養に努めること。
  - （5）飼い主のいない猫を譲渡する場合は、飼育希望者と誠意をもって譲渡について相談すること。
- 2 この証明書は他人に貸与または譲渡してはならない。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

様

板橋区長  
(公印省略)

## 板橋区登録猫ボランティア不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区登録猫ボランティアへの登録について、不認定とすることを通知します。

記

1 不認定日

年 月 日

2 不認定理由

--

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

個人の場合 

申請者氏名	
-------	--

団体の場合 

団体名	
代表者氏名	

## 板橋区登録猫ボランティア更新申請書

下記のとおり、来年度以降も板橋区登録猫ボランティアとして活動するため、登録の更新を申請します。

なお、登録事項について変更箇所は以下の通りです。

記

○登録事項の変更について （ 変更あり ・ 変更なし ）

○変更内容

### 1 団体名及び活動内容

変更事項	旧	新
団体名		
活動内容	<input type="checkbox"/> TNR活動 <input type="checkbox"/> 猫の譲渡活動	<input type="checkbox"/> TNR活動 <input type="checkbox"/> 猫の譲渡活動

### 2 構成員

該当する変更箇所に○をつけ、記載してください。

変更箇所		氏名	住所	電話番号
追加 脱退 内容変更	新			
	旧			
追加 脱退 内容変更	新			
	旧			

※欄が不足する場合は、別紙に記載すること（様式なし）

### 3 活動範囲

※必要に応じて地図を添付すること

年 月 日

様

板橋区長  
(公印省略)

## 板橋区登録猫ボランティア更新認定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区登録猫ボランティアの更新について、認定することを通知します。

### 記

#### 1 登録内容

登録番号	
団体名（団体登録のみ）	
登録者（団体の場合代表者）	
活動内容	<input type="checkbox"/> TNR活動 <input checked="" type="checkbox"/> 本活動の地域への周知 <input type="checkbox"/> 猫の譲渡活動 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者会議への参加
活動範囲	
登録日	
登録期間満了日	年3月31日

#### 2 注意事項

- ・区の方針に則った活動を行うこと。
- ・活動に際しては、地域住民の理解を得られるよう努力すること。
- ・地域において猫に給餌をする場合は、決めた時間、場所で行い、置き餌をしない等適切な給餌を行うこと。
- ・他人の土地や公共の場で給餌等の活動をするときは、その土地の所有者や管理者に事前に申し入れをすること。

## 板橋区登録猫ボランティア事業実施要綱（抜粋）

### （方針）

第3条 第1条に定める目的を達成するため、区における猫に係る地域の環境問題を解決するための活動（以下「活動」という。）は、次の各号に掲げる方針に従って行うものとする。

- （1）地域住民の協力を得ながら、周辺地域の環境衛生に配慮しながら行うこと。
- （2）飼い主のいない猫もしくは適正な管理を受けておらず、周辺地域に環境問題を発生させている飼い猫を減少させていくこと。
- （3）猫による地域トラブルを減少させていくこと。

### （登録要件）

第7条 登録ボランティアとして登録するに当たっては、次の各号の要件を満たさなければならない。

- （1）第1条及び第3条に掲げた区の目的及び方針に賛同し、区と協力して対策を推進すること。
  - （2）登録する個人又は団体の代表者及び構成員の半数は、板橋区に居住する成年であること。
  - （3）板橋区内において活動すること。
  - （4）地域住民の理解を得るように努力し、活動すること。
  - （5）区が実施する登録ボランティアに係る説明会及び講習会に参加すること。
- 2 未成年者が活動に参加する場合、活動を共にする登録ボランティアが自己の責任において監督をすること。

### （登録抹消）

第15条 登録ボランティアが次の各号に掲げる事項に該当する場合は、区長は、登録ボランティアの登録を抹消することができる。

- （1）登録ボランティアが、第7条第1項各号に定める登録要件に該当しないこととなった場合
- （2）登録ボランティアが、この要綱の定めに逸脱した活動を行った場合
- （3）登録ボランティアが、虚偽の申請に基づき活動するなど、信義に反する行為を行った場合
- （4）区長が、更新不認定通知書を登録ボランティアに交付した場合
- （5）その他、当該登録ボランティアの活動が、この要綱に定める目的を達成するために支障があると認められる場合

- 2 区長は、前項の規定により登録ボランティアの登録を抹消した場合には、当該登録ボランティアに対し、板橋区登録猫ボランティア登録抹消通知書（別記第14号様式）（以下「登録抹消通知書」という。）を交付する。ただし、前項第4号の規定により登録ボランティアの登録を抹消した場合は、更新不認定通知書を登録抹消通知書に代えることができる。
- 3 第1項の規定により登録を抹消された登録ボランティアは、抹消をされた年度から起算して3年間は登録することはできないものとする。

年 月 日

様

板橋区長  
(公印省略)

## 板橋区登録猫ボランティア更新不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区登録猫ボランティアの更新について、不認定とし、登録を抹消しましたので通知します。

### 記

#### 1 登録抹消内容

登録番号	
団体名（団体登録のみ）	
登録者（団体の場合代表者）	
活動内容	<input type="checkbox"/> TNR活動 <input checked="" type="checkbox"/> 本活動の地域への周知 <input type="checkbox"/> 猫の譲渡活動 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者会議への参加
活動範囲	

#### 2 不認定（登録抹消）日

年 月 日

#### 3 不認定（登録抹消）理由

--

#### 4 注意事項

- ・区が配布した証明書や物品は速やかに区に返却すること。
- ・不認定（登録抹消）とされた年度から起算して3年間は登録することができません。

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

個人の場合 申請者氏名

団体の場合 団体名   
代表者氏名

## 板橋区登録猫ボランティア活動報告書（ 年度）

今年度行った活動について、下記のとおり報告します。

記

### 1 活動内容

- TNR活動
- 猫の譲渡活動

### 2 活動範囲

---

### 3 猫について

TNR活動	全体数（ご自身が管理されている猫の数）	匹
	去勢・不妊手術実施数	匹
譲渡活動	保護数	匹
	譲渡数	匹
	去勢・不妊手術実施数	匹
	マイクロチップ装着数	匹

#### 4 地域での活動について

##### (1) 餌場の管理状況

餌場の数 \_\_\_\_\_ か所

給餌の時間 \_\_\_\_\_

その他（給餌方法、清掃等）

( )

##### (2) トイレの管理状況

設置数 \_\_\_\_\_ か所

設置場所 \_\_\_\_\_

清掃頻度 \_\_\_\_\_

その他（トイレの利用頻度等）

( )

##### (3) 地域の協力者

人数 \_\_\_\_\_ 人

協力内容

( )

##### (4) 活動の周知方法（地域に配布したチラシ等がある場合は、添付してください。）

( )



第9号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

個人の場合

申請者氏名

団体の場合

団体名

代表者氏名

## 板橋区登録猫ボランティア登録事項変更届

下記のとおり登録事項の変更をしたので届け出ます。

記

### 1 団体名及び活動内容

変更事項	旧	新
団体名		
活動内容	<input type="checkbox"/> TNR活動 <input type="checkbox"/> 猫の譲渡活動	<input type="checkbox"/> TNR活動 <input type="checkbox"/> 猫の譲渡活動

### 2 構成員

該当する変更箇所には○をつけ、記載してください。

変更箇所		氏名	住所	電話番号
追加 脱退 内容変更	新			
	旧			
追加 脱退 内容変更	新			
	旧			
追加 脱退 内容変更	新			
	旧			

※構成員が記載欄を超える場合は、別紙（様式なし）を添付すること

### 3 活動範囲

--

※必要に応じて地図を添付すること

（宛先）板橋区長

個人の場合

申請者氏名	
-------	--

団体の場合

団体名	
-----	--

代表者氏名	
-------	--

## 板橋区登録猫ボランティア証再交付申請書

下記のとおり、板橋区登録猫ボランティア証を（ き損 ・ 紛失 ）したので、再交付を申請します。

### 記

#### 1 登録者

氏名		電話番号	
住所			

#### 2 活動内容

(1) TNR活動

(2) 猫の譲渡活動

←いずれか一方、又は両方を選択

(3) 本活動の地域への周知

(4) 関係者会議への参加

#### 3 活動範囲

--

#### 4 提出書類

- ・再交付申請書（この用紙）
- ・顔写真（横 2 cm×縦 2.5 cm）

生活衛生課記入欄	
登録番号	
登録日	
登録期間満了日	年 3 月 31 日

第 11 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

様

板橋区長  
(公印省略)

## 板橋区登録猫ボランティア証再交付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区登録猫ボランティア証の再交付について、交付することを通知します。

記

### 1 登録内容

登録番号	
団体名（団体登録のみ）	
登録者（団体の場合代表者）	
活動内容	<input type="checkbox"/> TNR活動 <input checked="" type="checkbox"/> 本活動の地域への周知 <input type="checkbox"/> 猫の譲渡活動 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者会議への参加
活動範囲	
登録日	
登録期間満了日	年 3 月 31 日

### 2 再交付日

年 月 日

### 3 注意事項

- ・き損又は紛失した登録猫ボランティア証が見つかったときは、速やかに区に返却すること。

第 12 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

様

板橋区長  
(公印省略)

## 板橋区登録猫ボランティア証再交付不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区登録猫ボランティア証の再交付について、不認定とすることを通知します。

記

1 不認定日

年 月 日

2 不認定理由

--

第 13 号様式（第 14 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

個人の場合 

申請者氏名	
-------	--

団体の場合 

団体名	
代表者氏名	

## 板橋区登録猫ボランティア終了届

板橋区登録猫ボランティアの活動を終了しますので届け出ます。

記

### 1 終了の理由

- 事情により、活動を続けることが困難になったため。
- 板橋区から転出するため。
- 板橋区に居住する成年の構成員が半数を割ったため。（団体登録の場合）
- 板橋区内において活動することが困難になったため。
- 区の方針に則った活動を行うことが困難になったため。
- その他

--	--

### 2 注意事項

- ・区が配布した証明書や物品は速やかに区に返却すること。

生活衛生課記入欄	
登 録 番 号	
登 録 日	
登録期間満了日	年 3 月 31 日

年 月 日

様

板橋区長  
(公印省略)

## 板橋区登録猫ボランティア登録抹消通知書

板橋区登録猫ボランティアの登録を抹消しましたので通知します。

記

### 1 登録抹消内容

登録番号	
団体名（団体登録のみ）	
登録者（団体の場合代表者）	
活動内容	<input type="checkbox"/> TNR活動 <input checked="" type="checkbox"/> 本活動の地域への周知 <input type="checkbox"/> 猫の譲渡活動 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者会議への参加
活動範囲	

### 2 登録抹消日

年 月 日

### 3 登録抹消理由

--

### 4 注意事項

- ・区が配布した証明書や物品は速やかに区に返却すること。
- ・登録抹消とされた年度から起算して3年間は登録することができません。